

医政総発 1225 第 1 号
令和 7 年 12 月 25 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長
（ 公 印 省 略 ）

医師の宿直義務の例外規定について

規制改革実施計画（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）において、「病院での医師の宿直義務及びその例外規定に関して、当該例外規定の具体的な取扱いを定める施行通知において示されている「当該医師が速やかに当該病院に駆けつけられる場所にいること」を前提とした上で、「特別の事情があつて、速やかに駆けつけられない場合においても、少なくとも速やかに電話等で看護師等に診療に関する適切な指示を出せること」には、オンラインによる対応を含む、電話以外の情報通信機器を用いた対応も含まれることについて明確化し、周知する」とされたところです。

これを踏まえ、下記のとおり整理しましたので、内容について御了知のうえ、管内の医療機関に対し、周知を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願い申し上げます。

記

医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）第 16 条の規定に基づき、医業を行う病院の管理者は、病院に医師を宿直させなければならないこととされているが、例外的に、同条及び医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「規則」という。）第 9 条の 15 の 2 の規定により、「当該病院の医師が当該病院に隣接した場所に待機する場合」及び「病院の入院患者の病状が急変した場合においても当該病院の医師が速やかに診療を行う体制が確保されているものとして当該病院の管理者があらかじめ当該病院の所在地の都道府県知事に認められた場合」には、病院に医師を宿直させなくてよいこととされている。

また、後者の場合に関して、当該病院の医師が速やかに診療を行う体制が確保されているものとして当該病院の所在地の都道府県知事が認める際の具体的な基準については、「介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の施行について（施行通知）」（平成 30 年 3 月 22 日付け医政発 0322 第 13 号厚生労働

省医政局長通知。以下「通知」という。) 1. (3)において、次のア～エのすべてを満たすこととされている。

ア 入院患者の病状が急変した場合に、当該病院の看護師等があらかじめ定められた医師へ連絡をする体制が常時確保されていること。

イ 入院患者の病状が急変した場合に、当該医師が当該病院からの連絡を常時受けられること。

ウ 当該医師が速やかに当該病院に駆けつけられる場所にいること。

特別の事情があつて、速やかに駆けつけられない場合においても、少なくとも速やかに電話等で看護師等に診療に関する適切な指示を出せること。

エ 当該医師が適切な診療が行える状態であること。

当該医師は適切な診療ができないおそれがある状態で診療を行ってはならない。

このうち、ウの「電話等」には、例示された電話のみならず、オンラインによる対応を含め、電話以外の情報通信機器を用いた対応も含まれるものである。

以上